

病気の時は**病休**をとみましょう！

◇ 6日以内は診断書は不要です ◇ 6ヶ月間で30日以内であれば賃金には影響しません

前号で書いたように、長崎県の条例で定められている休暇は、「年次休暇」以外に、「病気休暇」「公傷休暇」「療養休暇」「生理休暇」「介護休暇」「特別休暇」があります。今回は「病気休暇」から「介護休暇」まで解説します。

○病気休暇（病休）

「公傷休暇」と「療養休暇」の対象になる場合以外の病気やケガ全般でとることができます。制度の概要は次のとおりです。

《休暇の単位》

1 日単位でとります。ただし、慢性腎疾患で人工透析をうける場合は、1 時間単位でとることができます。

《休暇の期間》

同一の病気で 90 日までとることができます。ただし、脳血管疾患・呼吸器系疾患・腎臓疾患・精神疾患などの特定疾患の場合は 180 日までとれます。

病休から復帰後 90 日（特定疾患は 180 日）を超えれば、新たに 90 日（特定疾患は 180 日）の病休がとれます。

※病休が 1 ヶ月を超える場合は代替職員が配置されます。

※休日をはさんだ場合は、休日も病休の期間にカウントされます。

《手続き》

「病気休暇願」を提出します。6 日以内の場合は診断書は不要です。また、電話で連絡し、後日「休暇願」を出すことも可能です。

《賃金との関係》

条例に定められた休暇は、「(長期)介護休暇」以外はすべて有給休暇ですから、月々の給与には影響しません。

「病休をとると給料に影響する」という人がいますが、影響が出るのは、6 ヶ月間に 30 日を超えて病休をとった場合だけです。

具体的には、ボーナスの基準日である 6 月 1 日、12 月 1 日以前の 6 ヶ月で、病休の日数(週休日は含まない)が 30 日を超えた場合は、ボ-

ナスの一部(1/3)である勤勉手当が、病休の期間に応じて減額になります(例：病休期間が 2 ヶ月半以上 3 ヶ月未満なら 50%)。

○公傷休暇

公務(学校の仕事)が原因でケガをしたり病気になった場合にとる休暇です。医師の診断書に基づいて必要と認められる期間とることができます。この休暇は「公務災害」と認定された場合の休暇ですから、まず、ケガをしたり病気になった際に「公務災害」の認定申請をする必要があります。※「公務災害」のことは別の機会に解説します。



○療養休暇

結核性疾患の場合にとることができます。期間は「1 年を超えない範囲で、医師の診断書に基づいて必要と認められる期間」となっています。診断書があれば、後の手続きは所属長(学校)がおこないます。

○生理休暇

生理のために勤務が困難な場合に、1 日単位でとることができます。期間は「その都度必要と認められる期間」となっています。手続きとしては、「生理休暇願」を提出します。

○介護休暇

親や配偶者など介護が必要になった場合に、6 ヶ月までとることができます(6 ヶ月を超えた場合、60 日まで家族看護欠勤の制度があります)。病休等の場合と同様、1 ヶ月以上の場合は代替職員が配置されます。

給与は支給されませんが、共済組合や互助組合から給付金が支給されます(給料日額の 50% の介護休業手当金等)。

※この休暇と別に、特別休暇で有給の短期介護休暇(1 時間又は 1 日単位で年間 5 日)があります。



知りたいことや解説してほしいことがあれば、分会長さんへ伝えてください。